

料金後納
郵便

親展

重要

定額減税補足給付金(不足額給付)のお知らせ



開封する前に宛名をご確認ください。
宛名の方がお住まいでない場合は、「誤配」「転居した」
などをハガキに記入し、開封せずに投函してください。

三原市役所 市民税課

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号

【還付先】〒731-0190 安佐南郵便局 私書箱第1号
三原市 給付金事務局

② ●ご案内は内側にあります。①②の順にゆっくりとはがしてご覧ください。①
※ハガキが水に濡れているときは、乾燥させてから開封してください。

定額減税補足給付金(不足額給付)の支給のお知らせ

三原市長

給付金の支給について、下記のとおりお知らせします。
ウラ面の「給付の流れ(フロー図)」を必ずご確認ください。

支給額	
金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
名義人	
振込予定日	

ウラ面の給付の流れを確認していただき、上記の内容でよろしければ、**手続不要**です。なお、その場合は、この通知書が支給決定通知となりますので、大切に保管してください。
本給付金は非課税所得となります。

定額減税補足給付金(不足額給付)についてのお問い合わせは…

給付金コールセンター(通話料無料)

☎0120-362-575

【開設期間】令和7年11月28日(金)まで
【受付時間】8:30～17:15 ※土曜日、日曜日、祝日を除く

A

不足額給付の受給要件

以下の「不足額給付1」「不足額給付2」のいずれかに該当する方が今回の給付金の受給対象者となります。

不足額給付1の受給要件 以下の①～④全てを満たすこと

令和6年度定額減税補足給付金(調整給付)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定し本来給付すべき所要額と、調整給付額との間で差額が生じた方

- ①基準日(令和7年1月1日時点)で三原市の課税台帳に記録されている
- ②令和6年中の合計所得金額が1,805万円を超えない
- ③令和6年度に「新たに非課税(または均等割のみ課税)となった世帯への給付(10万円)」や「非課税世帯への給付(3万円)」を受給後に修正申告等により、令和6年度個人住民税所得割(定額減税前)課税世帯となっていない
- ④令和6年度個人住民税所得割において、課税される所得があるのに未申告ではない

不足額給付2の受給要件 以下の①～④全てを満たすこと

本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方

- ①令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円であること
- ②税制度上、「扶養親族」の対象外であること(青色申告事業専従者、事業専従者(白色)、合計所得48万円を超えるもののいずれかであること)
- ③本人としても扶養親族としても令和6年度に実施された定額減税補足給付金(調整給付)の対象者に該当していないこと
- ④低所得世帯向け給付金(※)の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していないこと

※低所得世帯向け給付金とは、以下に掲げるものをいう。
・令和5年度住民税非課税世帯への給付金(7万円)
・令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)
・令和6年度新たに住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯となった世帯への給付金(10万円)